

監査監第1415号

令和3年2月3日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市議会議長 渋谷 佳孝 様

さいたま市監査委員 大 矢 幸 子

同 工 藤 道 弘

同 伊 藤 仕

同 松 下 壮 一

定期監査及び行政監査結果報告書の提出について（通知）

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき定期監査及び行政監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別添のとおり提出します。

定期監査及び行政監査結果報告書

1 基準に準拠している旨

監査委員は、さいたま市監査基準（令和2年3月3日監査委員決定）に準拠して監査を行った。

2 監査の対象

(1) 対象部局等

市民局

市民生活部

市民生活安全課、コミュニティ推進課、人権政策・男女共同参画課

市民協働推進課、消費生活総合センター

区政推進部

経済局

商工観光部

経済政策課、労働政策課、産業展開推進課、商業振興課、観光国際課

農業政策部

農業政策課、農業環境整備課、農業者トレーニングセンター

見沼グリーンセンター、食肉中央卸売市場・と畜場

各区役所

区民生活部

コミュニティ課、区民課、支所

(2) 対象事務

令和2年度（令和2年4月1日から6月末日まで）における財務に関する事務の執行及び行政事務について

3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

(1) 収入事務

ア 調定の時期及び手続は適正か。

イ 収納金は適正に保管されているか。また、私金と混同していないか。

(2) 支出事務

- ア 支払は正当な債権者のためのものであるか。また、支払期限は守られているか。
- イ 資金前渡、概算払による場合は、その手続と精算が適正に行われているか。

(3) 契約事務

- ア 権限を越えた契約及び恣意に分割している契約はないか。また、決定権者を有しない者による契約はないか。
- イ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。

(4) 財産管理事務

- ア 貸付（使用許可）期間及び貸付（使用）料その他貸付（使用許可）条件は適正か。また、統一的な取扱いがなされているか。
- イ 物品は正しく分類整理されているか。また、備品票は正確に貼付されているか。

(5) 行政事務

- ア 事務事業は、経済的、効率的に執行され改善すべき点はないか。
- イ 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか。

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、関係法令等に基づき適正かつ適切に執行されているか、リスクの顕在化を防止するための内部統制が適正に整備・運用されているか、また、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ、関係職員から説明を聴取するとともに、関係書類等の調査を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び対象課所内

(2) 監査期間

令和2年8月25日（火）から令和3年1月27日（水）まで

6 監査の結果

おおむね適正に行われているものと認められた。ただし、事務の一部に次のとお

り改善を要する事項が見受けられたので、その措置を講じられたい。

(1) 収入事務

ア 行政財産の目的外使用許可に係る施設光熱水費等負担金において、前回の指摘にもかかわらず、施設に係る損害保険料の算定を誤っていたので、適正な事務処理を行うべきである。

(ア) 自動販売機等 **【市民生活安全課】**

(イ) 農産加工品等販売所等 **【見沼グリーンセンター】**

イ 行政財産の目的外使用許可（電話柱等）に係る行政財産使用料において、使用前に使用料を納付させていなかったため、さいたま市行政財産の使用料に関する条例第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【コミュニティ推進課】

ウ 行政財産の目的外使用許可（電柱等）に係る行政財産使用料において、使用料の算定を誤っていたため、さいたま市行政財産の使用料に関する条例第2条及び行政財産目的外使用許可事務取扱要領第13に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【区政推進部】

エ 行政財産の目的外使用許可（浦和西警察署交番等）に係る施設光熱水費等負担金において、施設に係る損害保険料の算定を誤っていたため、適正な事務処理を行うべきである。

【経済政策課】

オ 行政財産の目的外使用許可（架空線）に係る行政財産使用料において、使用料の算定を誤っていたため、さいたま市行政財産の使用料に関する条例第2条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【見沼グリーンセンター】

カ 市場施設使用許可において、部長決裁とすべきところを課長決裁としていたため、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【食肉中央卸売市場・と畜場】

キ 行政財産の目的外使用許可（電話柱）に係る行政財産使用料において、前回の指摘にもかかわらず、使用前に使用料を納付させていなかったため、さいたま市行政財産の使用料に関する条例第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【食肉中央卸売市場・と畜場】

ク 現金取扱事務において、拾得物件（現金）を金庫内で保管していたため、遺失物法に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【大宮区区民課】

【中央区区民課】

【桜区区民課】

(2) 支出事務

ア 賃借料（浦和駅周辺街頭防犯カメラシステム賃借、3月分）の支払いにおいて、令和元年度予算で支出すべきところ、令和2年度予算から支出していたので、地方自治法施行令第143条第1項第3号に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【市民生活安全課】

イ さいたま市人権相談事業等補助金（令和元年度分）において、概算払で支払っているものの、令和2年度に履行確認を行っていたので、地方自治法施行令第143条第1項第5号に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【人権政策・男女共同参画課】

ウ 会計年度任用職員の任用において、有給休暇日数を誤って少なく付与していたので、さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則第9条第2項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【人権政策・男女共同参画課】

エ 自動交付機専用ブース機械警備に係る電話回線使用料において、解約の手続が遅れ、自動交付機撤去後も料金を支払っていたので、適正な事務処理を行うべきである。 【区政推進部】

オ さいたま市産業展開推進コーディネーターの旅費において、通勤手当と出張旅費を重複して支給していたので、さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第9条第3項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【産業展開推進課】

(3) 契約事務

ア さいたま市マイキーID設定支援等事務補助員派遣契約において、一般競争入札の告示に係る決裁を経していなかったため、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【区政推進部】

イ 物品購入において、市民活動団体に花苗の購入選定を一任し、発注品名や発注数を把握しておらず、また、納品された品の内訳を把握できるものが存在していないにもかかわらず、履行確認検査で適正としていたため、適正な事務処理を行うべきである。 【緑区コミュニティ課】

(4) 行政事務（行政監査）

ア 内部統制体制の整備と運用について（意見）

今回の監査において、各所属における内部統制に対する意識や取組状況について確認を行った結果、各所属とも内部統制に対する意識については、一定程

度あることが確認できた。

内部統制体制の整備と運用については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されたことに伴う会計年度任用職員制度に係る事務について、また、過去の監査において指摘が繰り返されている財産管理事務等について重点的に監査を行った。

監査の結果、改正前の臨時職員任用に係る事務と同様、有給休暇付与日数の誤りや源泉徴収税額の誤りが見受けられ、また、行政財産使用料の算定誤り等も複数の所属で見受けられた。会計年度任用職員制度に係る事務については、導入されて間もないことから、マニュアル等の記述を見逃してしまったものと思慮するものの、財産管理事務に係る行政財産使用料の算定誤り等については、これまでの監査においても再三指摘した事項であり、より一層の組織としてのチェック体制を確立する必要がある。

各所属においては、現行の事務処理を再度確認し、所属内での情報共有と協力体制を強化するとともに、実効性のある内部統制の取組を進められたい。

【市民生活安全課】

【コミュニティ推進課】

【人権政策・男女共同参画課】

【消費生活総合センター】

【区政推進部】

【経済政策課】

【労働政策課】

【見沼グリーンセンター】

【食肉中央卸売市場・と畜場】

イ 市場売上高使用料の納付日について（意見）

卸売業者の市場売上高使用料3月分については、さいたま市食肉中央卸売市場業務規程施行規則第78条第1項ただし書において、「同月末日までに納付しなければならない。」と規定されている。

しかしながら、実態として、さいたま市食肉中央卸売市場業務規程第52条第3項の規定に基づき翌月10日までに報告のある卸売実績報告書に基づき市場売上高使用料を算定し、3月分を4月に納付させていることから、規則と実務で乖離が生じているため、整合を図るべきである。

【食肉中央卸売市場・と畜場】

ウ 内部統制体制の整備と運用について（意見）

今回の監査において、各所属における内部統制に対する意識や取組状況について確認を行った結果、各所属とも内部統制に対する意識については、一定程度あることが確認できた。

内部統制体制の整備と運用については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されたことに伴う会計年度任用職員制度に係る事務について重点的に監査を行った。

監査の結果、改正前の臨時職員任用に係る事務と同様、有給休暇付与日数の誤りや源泉徴収税額の誤りが見受けられた。会計年度任用職員制度に係る事務については、導入されて間もないことから、マニュアル等の記述を見逃してしまったものと思慮するものの、各所属においては、現行の事務処理を再度確認し、所属内での情報共有と協力体制を強化するとともに、実効性のある内部統制の取組を進められたい。

【北区区民課】

【大宮区区民課】

【見沼区区民課】

【中央区区民課】

【桜区区民課】

【浦和区区民課】

【緑区区民課】

【岩槻区コミュニティ課】

【岩槻区区民課】

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善等の指導を行った。